

国分寺市教育委員会議事録・第10号

会議の種類 第9回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和7年9月25日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市役所 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古屋 真宏
委員	辻 亜希子
委員	藤井 健志
委員	武内 彰

(説明員)

教育部長	日高 久善
教育総務課長	廣瀬 喜朗
学務課長	村上 航
学校指導課長	馬場 一平
学校教育担当課長	關 友矩
指導主事	渡辺 大輔
指導主事	稻村 望
指導主事	柴田 慈
社会教育課長	豊田 泰之

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長

依田 亮一	
史跡整備担当課長	諸橋 広光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝美
図書館課長兼本多図書館長	有賀 真由美

(事務局)

書記	保谷 裕子
書記	人見 杏平
書記	山口 徹

傍聴人 3人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番辻委員、4番武内委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和7年7月24日開催の令和7年第7回国分寺市教育委員会定例会議事録第8号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。ようやく朝夕涼しく、心地のよい季節となりました。市内の小・中学校では運動会を始めとする秋の様々な行事に向けて準備が進んでいます。今年の合唱コンクールも今週末に第五中学校からスタートします。

また、併せて10月は恋ヶ窪公民館、光公民館、もとまち公民館の3館でおまつりも開催されます。お時間がありましたら、足を運んでいただけたらと思います。

〔議事〕

1 議案第43号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、緊急に教育委員会の意見として市長に述べる必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

教育総務課長 補正予算案を第3回定例市議会に追加で議案提案をすることとなり、資料の補正予算総括表のとおり専決処分したため、承認いただきたいというものです。債務負担行為及び歳出がそれぞれ1件ずつ、いずれも担当課は社会教育課です。従前どおり債務負担行為は当課より、歳出は担当課より説明します。

債務負担行為については、ひかりプラザ内の第1体育室の天井等の耐震化工事のための設計委託事業の実施に当たり、当該委託事業が令和8年度中まで及ぶ見込みで、限度額482万8,000円の債務負担行為を設定したいというものです。

社会教育課長 歳出は、ひかりプラザの維持管理に要する経費に関する補正予算についてです。今年度実施した、ひかりスポーツセンター第1体育室の特定天井の点検調査を実施した結果、耐震性がなく、天井撤去を中心とした対策検討が必要という結果が出たために、早急に改善に着手する必要があり、耐震改修工事を行うための設計委託料の前払金として206万8,000円を補正予算として計上しています。

施設利用者の方への対応については、第1体育室と同様の部材がある室内プールも同じような点検調査結果の速報が9月12日にしており、その日付より当面の間使用中止ということで、体育施設の所管部署であるスポーツ振興課において対応しています。

なお、空調の故障によりひかりプラザの貸室利用は現在使用を止めていますが、こちらは10月1日から予定どおり再開する形で進めています。天井の対応については、引き続き体育施設の所管課、スポーツ振興課と連携の上、対応を進めています。

(意見・質疑の要旨)

教育長 本年度、当初予定されていた検査の結果、耐震性に問題があることが判明し、急遽の対応となりました。

辻委員 耐震基準を満たさないと使用できないのは致し方ないのですが、使用再開まで大体どのぐらいを見込んでいるのでしょうか。

社会教育課長 予定ですが、設計だけで契約手続等も含めて7か月ほど要し、それ以降に設計の内容も含めて工事となりますので、1年前後の使用中止と現時点を見込んでいます。

辻委員 やむを得ないことはいえ、かなり長期にわたる使用中止ですので、市内のスポーツを愛好する方々に対する影響も大きいと思います。例えば、市内の小・中学校の体育館の利用を広げる、他の施設と契約して使えるようにするなど、何らかの対策がとれればなおよいと思いました。大変なことは思いますが、御検討いただければと思います。

社会教育課長 体育施設の運用に関しては、スポーツ振興課で行っています。利用者が使えず、不便なことについてどういった形で代替の対応ができるかは、所管課でも検討していますので、また分かり次第、情報共有を依頼します。

教育長 スポーツ振興課も対応策を練りながら、現在検討を進めていると伺っています。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて、議案第44号「国分寺市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第45号「国分寺市における通学区域彈力的運用の審査基準及び標準処理期間の一部改正について」の二つの議案は、関連するものであることから一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決する流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

2 議案第44号 国分寺市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

市立第六小学校知的障害特別支援学級設置に当たり、通学区域を設定及び変更するため、必要がある。

3 議案第45号 国分寺市における通学区域彈力的運用の審査基準及び標準処理期間の一部改正について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立学校の通学区域に関する規則の改正に伴い、通学区域及び指定校の指定に係る経過措置等を設けるため、必要がある。

学務課長 まずは議案第44号、国分寺市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明します。

3ページの新旧対照表を御覧ください。改正点は大きく三点です。

1点目、新旧対照表の右側中段、新たに第六小学校知的障害特別支援学級の通学区域として、日吉町四丁目、北町、戸倉、新町、並木町、東戸倉を定めるものです。こちらは第6回教育委員会定例会において、設置について承認いただいたときのままです。

2点目、第二小学校及び第七小学校知的障害特別支援学級の通学区域の変更です。各校の通学区域のうち、第六小学校知的障害特別支援学級の通学区域に関わるもの除くほか、第七小学校については東恋ヶ窪の地域について整理したものです。

3点目、第二中学校及び第三中学校知的障害特別支援学級の通学区域について、小学校の知的障害特別支援学級の通学区域の設定及び変更に伴い、整理したものです。なお、他の改正箇所については、町名の記載順について、他の例規と合わせて整理したものです。

施行日は令和8年4月1日となっていますが、新規就学者への通知等の準備行為を行うことができる附則を設けているほか、議案第45号に関わるところにより、経過措置を設けています。議案第44号についての説明は以上です。

続いて、議案第45号、国分寺市における通学区域弾力的運用の審査基準及び標準処理期間の一部改正について説明します。

先ほどの国分寺市立学校の通学区域に関する規則の一部改正に伴う改正と経過措置を定めるものとなっています。資料3ページの新旧対照表を御覧ください。先ほど説明したとおり第六小学校の知的障害特別支援学級設置に伴い、本来、第二小学校の通学区域の一部を第七小学校に通える弾力的運用区域として設定していましたが、指定の必要がなくなり、これを削るもので

資料の2ページにお戻りいただき、基準本体の改正新旧対照表を御覧ください。主に新たに設置する第六小学校知的障害特別支援学級の通学区域に居住する児童に対する経過措置という趣旨で設けたもので、その児童が対象になるものとして説明しています。

附則第1項は、その児童について、従前の通学区域規則に基づき、進学する中学校を指定することができるものとなっています。したがって、新たな第六小学校の通学区域にお住まいの方でも、現在第七小学校に通う方は、第二中学校へ進学できる規定です。

第2項は、その児童について、第六小学校への指定校の変更を認めるものです。

1項飛ばして、第4項で指定校の変更を認める期間を定めており、現在の小学校1年生が6年生になるまでという形で期間を設けています。

第3項は、指定校を変更した児童に対する中学校の指定に関するもので、現在通っている学校にかかわらず、第六小学校へ転学した場合は、改正後の通学区域規則の規定を受けるという手続となっています。

弾力的運用の基準についても、転学等の手続が必要であることから、改正基準の準備行為ができるものとして定めています。

御審議のほどお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 提案がありました改正については異存ありません。このとおり進めさせていただければよいと思いました。

以前の定例会の際に、この議案に関連する説明で、地域や第六小学校において順次説明会などを催して、丁寧な説明を行っていくという説明をいただきました。その後の説明会の様子などを教えてください。

学務課長 保護者向けの説明会は、第二小学校、第四小学校、第六小学校、第七小学校で、それぞれ保護者会に合わせて実施し、知的障害特別支援学級の設置の趣旨、新たな通学区域の考え方や経過措置について説明して、特段大きな意見はいただいておりません。

辻委員 新しく設置ということで、皆さん関心が高いと思います。説明会以外でも何かお問合せがありましたら対応いただければと思います。

もう一つ、第六小学校への新設と学区域の変更に伴って、通学バスの運行については、何か影響があるのでしょうか。

教育総務課長 通学バスについては、次年度の当初予算の関係もあるため、現時点では明言できませんが、開設するわけですから、一定視野に入れて対応したいと考えています。

辻委員 以前、バスによる通学で安全を図ることと、自分の足で歩いて危険な場所がないかなど、安全について学ぶことの両方が必要という話もありました。その点を考慮して進めさせていただければと思いました。

教育長 バスの件、通学の件についても、第六小学校への新設により、学校までの距離が短くなる子どもも増えていくと思います。バスを利用しなくても通学できる対象者が増えていると思いますので、その辺も考慮し、また、六小地区の交通事情も考慮しながら次年度考えていくたいと思います。

教育長 それでは、一つずつお諮りいたします。議案第44号、国分寺市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 続いて、議案第45号、国分寺市における通学区域彈力的運用の審査基準及び標準処理期間の一部改正について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

4 議案第46号 国分寺市公民館運営審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例（平成12年条例第6号）第8条の規定により、国分寺市公民館運営審議会委員を委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 資料を御覧ください。第6期の委員候補者名簿案です。委嘱するのは網掛けの9番の第5号委員、家庭教育の向上に資する活動を行う者です。任期は令和7年10月1日から令和9年6月30日までです。御審議のほど、お願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 お一人だけこの時期になった理由などがありましたら教えてください。

公民館課長兼本多公民館長 校長会を通して選出をお願いし、回答いただいたのがこの時期になったということです。

教育長 校長会で調整いただいた、その結果をいただいたのが最近だということですね。これで第5号委員も委嘱されます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔**十羽議**〕
なし

〔報告〕

1 令和7年度中学校部活動等大会参加結果について

(事務局からの説明)

学校教育担当課長 令和7年度中学校部活動等大会参加結果について報告します。

今年度の夏期休業期間等に、市内の中学校の生徒がそれぞれの大会等で活動した結果を報告するものです。

資料 No. 1 を御覧ください。今年度 6 人の生徒が全国大会に出場し、結果を残しています。水泳で第一中学校、第三中学校、第五中学校の生徒、フェンシングで第三中学校の生徒、トランポリンで第四中学校の生徒、バレーボールで第四中学校の生徒が出場しています。関東大会、都大会等についても複数の部活動等が各大会で表記の結果を残しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 この夏も様々な場面で活躍をしてくれたと思います。

バレーボールの生徒は国分寺市以外の地域のチームでしょうか。

学校教育担当課長 全国大会に出場した第四中学校の生徒は、多摩地区のクラブチームに所属し、そちらで全国大会に出場したと学校から報告を受けています。

教育長 クラブチームでの参加ということですね。是非、児童生徒表彰の候補対象にしていただけたらと思っています。

2 国分寺市教育7DAYSについて

(事務局からの説明)

柴田指導主事 令和7年度国分寺市教育7DAYSについて報告します。資料 No. 2 をご覧ください。

令和7年度は10月27日月曜日から11月2日日曜日までの実施期間となります。国分寺市教育7DAYSは、市民の教育に対する関心と理解を深め、学校と家庭、地域、社会が連携して、本市の教育の充実と発展を図ることにより、心身ともに健康な児童・生徒を育成することを目的にしています。今年度も関係各課の協力をいただきながら、複数の取組をこの期間中に実施します。この後、学校指導課に統一して、学務課、ふるさと文化財課、公民館課、図書館課の順に実施内容を説明します。

学校指導課では三つの行事を実施します。はじめに、地域とともにある学校「すてきな姿のおすそわけ」です。本市のよさを実感し、学校と地域のつながりを強化する機会とすることを目的に、児童・生徒及び市民が心温まるエピソードや感謝の思いをつづったメッセージを書面あるいは動画形式で募集します。教育委員会では、「すてきな姿のおすそわけ」として集まったメッセージを市ホームページ等で公開することを予定しています。

続いて、10月31日金曜日の午後に行う「児童会・生徒会フォーラム」です。小学校と中学校の分科会で、各校の代表者が自他の権利や全ての人を大切にすることを視点に、「誰もが幸せな未来を描くまち 人と人とがつながるまち 学びが循環するまち国分寺」の未来の姿を想像して、それを実現するために、自分たちや学校全体でできることについて議論を行います。今年度も各校に全体会や協議の様子をオンラインで配信する予定です。

最後に、11月5日水曜日の午後に行われます「コミュニティ・スクールフォーラム」に

ついてです。第七小学校を会場に、実際に地域人材を活用した授業を公開して、第七小学校の取組報告をしていただいた後、分科会で各校の取組状況等の情報交換を行う予定です。その様子は、各校の保護者、地域の方々にもオンラインで配信する予定です。

学務課長 学務課では、「国分寺の給食を味わおう」ということで、例年実施している国分寺まつりでの展示と給食の試食会を今年度も行います。

昨年度に引き続き、第四小学校ホールひだまりで行う試食会については、小学校は給食の提供、中学校は今年度の万博をイメージした多国籍料理を試食として提供する予定です。併せて国分寺まつりの会場では、学校給食に関する展示を行いたいと考えています。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 ふるさと文化財課は二つの事業を予定しています。一つは10月25日から11月3日にかけて「謎ときbingo」、もう一つは11月2日、おたかの道湧水園の秋の無料公開日に合わせて「レプリカをつくろう」。いずれもゴールデンウィーク、夏休みに行った事業の2回目となり、主に子どもたちを対象に、展示をよく見学すれば解くことができるクイズを9問用意して、bingoが1列できたり、全問正解したりした子どもに、ボールペンやクリアファイルなどの景品を差し上げるイベントが「謎ときbingo」です。「レプリカをつくろう」は、遺物の型取りをした型にシリコン樹脂を流し込み、絵の具を塗り、ミニチュアの遺物をつくる取組です。こちらも夏休みに親子連れが多く参加して、子どもたちの自由研究の題材になったのではないかと思っています。

公民館課長兼本多公民館長 並木公民館主催事業として、子どもまつりチャレンジ「君もマジシャン」という講座を実施します。小学生を対象に、11月5日から11月19日のうち3日間でトランプを使ったカードマジックを学び、11月22日の子どもまつりのマジックショーで、その成果を発表していただきます。10月15日号の『けやきの樹』に掲載し、参加者を募集します。

図書館課長兼本多図書館長 図書館課では例年行っている「としょかん福袋」の貸出を行います。図書館職員が選んだ3冊の本をセットにした福袋の貸出です。10月25日から11月3日まで、国分寺市内の市役所分館を含む図書館6館で実施します。対象者は、未就学児、乳児、小・中学生とその家族です。

柴田指導主事 教育7DAY'Sの報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

武内委員 コミュニティ・スクールフォーラムについて教えていただきたいのですが、第七小学校で行われる「地域人材を活用した授業公開」とは、具体的にどのようなものを予定しているか、あるいは普段の実践の中で御存知であれば教えてください。

柴田指導主事 今年度、第七小学校では全学年、全学級において、生活科、社会科、総合的な学習の時間の授業を公開予定です。ゲストティーチャーと協力した授業、あるいは知的障害学級のけやき学級での授業公開も行うと報告いただいている。

武内委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井委員 「国分寺の給食を味わおう」という楽しそうな企画は食物アレルギーに対応していないということですが、メニューは当日までのお楽しみなのでしょうか。

学務課長 現状、小学校はキムチチャーハン、餃子や大根と春雨スープといった児童に人気のメニュー、中学校はガパオライス、お好み焼き、ジャーマンポテト、チョレギサラダ、ブルガリア料理のミッシュマッシュなどを予定しています。

藤井委員 人気のメニューですね。楽しみです。

教育長 人気がありますので、早めに食券の購入をお願いしたいと思います。

辻委員 「としょかん福袋」について伺います。例年、大好評で品切れになると伺っていますが、今年準備する数を増やす予定はあるのでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 例年の状況を見ながら、増やすかどうかについてはこれから考えていきたいと思います。

辻委員 職員の負担が増えてはいけないと思いますが、図書館のPRにとてもいい機会だと思いますので、前向きに検討いただければと思います。

教育長 それから「すてきな姿のおすそわけ」、新たな取組ということで、多くのメッセージが寄せられることを願っています。どのような応募があったか、今後紹介してください。

〔その他〕

図書館課長兼本多図書館長 恋ヶ窪図書館空調機の不具合について、口頭にて報告します。

本報告は、9月9日の厚生文教委員会で報告した内容です。定例会での報告のタイミングが合わず、厚生文教委員会の前日に教育委員の皆様にはメールでお伝えしていますが、この場をお借りして、改めて報告します。

恋ヶ窪図書館の空調機器は、8月19日に故障が判明しました。最近は気温が落ち着いてきましたが、それまでは館内の温度が高く、利用者に御迷惑と御不便をおかけしている状況でした。これまでの対応については、館内に扇風機、サーチュレーターを配置し、環境の改善に努めながら開館しています。図書館で過ごされている方については、図書館内でも別系統で空調が効いているおはなし室や、公民館の空室を案内するなどの対応を行っています。また、恋ヶ窪図書館は一部窓口委託を行っていますので、委託事業者の健康管理のため、カウンター業務を短時間で交代し、ルームエアコンが効いている事務室で休憩をとっていただくななどの対応も行ってきました。

設備の修繕については、8月28日に予備費による予算措置を行い、対応を進めています。近日中に事業者が決定する予定です。

教育長 恋ヶ窪図書館の空調機の不具合で、利用者の皆様方には大変不便をおかけし、誠に申し訳ございません。できるだけ早く空調機の改善をしていきたいと思っています。

〔閉会〕

午前10時07分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2番 辻 亜希子

4 番 武内 彰

調製職員

廣瀬 喜朗